

実質化された人・農地プラン

※朱書き個所は意見書等により修正したもの

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
江津市	川越地区渡集落	令和3年3月24日	年 月 日

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	9.3ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	7.3ha
③地区内における75才以上の農業者の耕作面積の合計	1.8ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	1.1ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	—
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	0ha
(備考)	

注1:③の「75才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。

注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。

注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

令和2年1月に実施した「集落の農業の将来に関するアンケート調査(n=21)(以下、アンケートという。)」によれば、75歳以上が33%、70歳以上は全体の57%に上る。

また、今後、中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積よりも、75才以上の農業者のうち後継者未定となっている耕作面積が多く、中心経営体の経営基盤の強化と新たな農地の受け手の確保は喫緊の課題。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体(担い手)への農地の集約化に関する方針

渡集落の農地利用は、既存の中心経営体である認定農業者や、新たな入り作を希望する担い手の受け入れを促進することにより対応していく。

渡農地・水を守る会が多面的機能支払制度を活用し、集落の農業施設の保全等の役割を果たしている。この組織の取組みは、担い手の営農活動を支えており、担い手と連携し、その役割を果たしていくことで、農地の集約しやすい環境づくりを実践していく。

注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

■人材確保の取組方針

アンケート調査によれば、「集落外から人材を確保する必要がない」が33%、「必要である」が14%となっている。現状、当集落では集落外から農業法人の受け入れをはじめ、入作者が参入しており、その参入を促していく。

■基盤整備の取組方針

アンケート調査によれば、ほ場整備等の基盤整備が「必要ない」が48%、「必要である」が33%となっている。ほ場整備が必要ないとした回答が多い一方で、下流側の田においては、水はけが悪い、農道が狭いといった課題があり、担い手の参入の妨げとなっている。このため、これらの対策を講じることにより、担い手が参入しやすい営農環境を整備していく。

■新規・特産化作物の取組方針

アンケート調査によれば、当集落は水稻・野菜・果樹等さまざまな作物の栽培を行っており、いずれも現状維持の回答が大半を占めている。銀杏・栗などは、農林水産物直売所へ出荷されるなど、意欲的な農業者が多い。

■鳥獣被害防止対策の取組方針

アンケート調査によれば、「集落全体を囲う防護柵を設置し、鳥獣の進入防止を図る」「放置果樹の撤去や獣の隠れ場所になる耕作放棄地等を解消する」が並んで回答数が多かった。当集落では、サル被害発生区域が拡大するなど、その被害は深刻化しており、電柵の設置拡大が急務となっている。獣害防止柵の設置に係る費用負担の制度拡充を行政に求めていく。

■集落の農業の発展に向けた取組方針

アンケート調査によれば、「既存の担い手に農地を集積し、集落の農地を守っていく」が41%、「近隣の担い手(集落営農組織等)と協力し、集落の農地を守っていく」が36%という回答結果となっており、担い手への農地の集積を図っていく意向が示されている。

今後、営農環境改善や担い手の参入・集積に向けて、基盤整備等を検討していく。

■その他の取組方針

多面的機能支払交付金制度を活用し、渡農地・水を守る会が積極的な活動により、集落の良好な農業環境を創出している。この組織の取組みは、集落全体の営農活動を支えており、今後もその役割をしっかりと果たしていく。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
計	1経営体		1.6 ha		1.6 ha	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。